

高梁市立学校園適正配置計画（案）

令和6年11月

高梁市教育委員会

目次

はじめに	1
I 計画策定の基本事項	
1 計画の考え方	2
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
4 計画の見直し	3
5 計画の進め方	3
II 学校園を取り巻く本市の現状について	
1 学校園を取り巻く本市の現状と課題	4
（1）人口の将来推計と出生数	4
（2）児童生徒数の現状と将来推計	5
（3）学校施設の現状	8
2 学校再編に係るこれまでの経緯	10
（1）「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」及び 「教育目標を達成するための教育施策のあり方」について（答申）	10
（2）高梁市立学校園適正配置に関する報告書	10
（3）報告書に係る意見聴取会	10
（4）意見聴取会以降の動向	10
III 小中学校の具体的な適正配置計画	
1 学校における望ましい教育環境	12
（1）高梁市が進める教育施策	12
（2）望ましい教育環境の考え方	13
2 適正配置の基準	14
（1）学校規模	14
（2）通学条件	14
3 適正配置の実施計画（めやす）	15
4 適正配置の進め方	16
（1）小規模特認校・義務教育学校	16
（2）再編準備委員会	16
（3）再編先（通学区域）・通学方法	18

（４）学童保育	・ ・ ・ ・ ・	1 8
（５）学校間交流	・ ・ ・ ・ ・	1 8
（６）学校と地域の連携	・ ・ ・ ・ ・	1 8
（７）跡地活用	・ ・ ・ ・ ・	1 9

Ⅳ 一貫教育の推進

1 就学前教育保育の考え方	・ ・ ・ ・ ・	2 0
2 小学校教育との接続	・ ・ ・ ・ ・	2 0
3 市内高等学校の魅力化	・ ・ ・ ・ ・	2 1

Ⅴ 市の関連施策

1 人口減少対策	・ ・ ・ ・ ・	2 2
2 持続可能なまちづくり	・ ・ ・ ・ ・	2 3

はじめに

全国的に少子化が進行する中、高梁市においても、児童生徒数の減少により、小中学校の小規模化が急速に進んでいます。平成29年5月には、一定水準の教育を確保するために必要な教育環境の整備や教育施策の充実に向け、高梁市立学校再編推進審議会を設置し調査・検討を重ねていただき、平成30年3月、①「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」及び②「教育目標を達成するための教育施策のあり方」を柱に答申をいただきました。

その後、この答申の基本的な考え方（基準）を踏まえて、学校再編を検討するとともに、小規模校であることが児童生徒の教育環境にとってデメリットとならないよう、デメリットを解消するための様々な教育施策を実施してきました。そうした中で、ICTの積極的な活用やふるさと学習の充実、コミュニティ・スクールの全校導入や小規模特認校制度の活用、また高梁初の義務教育学校の設置など、この5年間で一定の成果を上げてきています。

一方で、出生数の減少には歯止めがかからず、さらに予想を超えて減少が加速化する現状では、小規模校であることのメリットよりもデメリットが目立つ場合も出てきており、このままでは、学校としての機能が十分に果たせなくなり、今の子どもたちに求められる教育や市が目指す教育の実現が困難となる学校が、ここ数年で複数生じると考えています。

こうしたことから、令和5年8月に高梁市立学校園適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、②「教育目標を達成するための教育施策のあり方」に示された取組を推進するに当たり、5年～10年先を見据えた上で、市全体の小中学校の適正な配置について、改めて①「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」の柱について検討を重ねていただき、令和5年12月に市教育委員会に報告書をいただきました。

教育委員会では、この報告書について、市内13会場で意見聴取会を開催し、広く保護者や市民の皆さまからご意見等をいただくとともに、議会において報告書の内容等について説明したり、課題等について市の関係課と協議を行ったりしながら検討を進めてきました。

この度、検討委員会から示された報告書の考え方を尊重しながら、皆さまからいただきましたご意見等を総合的に勘案し、「高梁市立学校園適正配置計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、高梁市で学ぶ一人一人の子どもが、夢や目標を持ち、未来を切り拓いていく力を身に付けるとともに、地域や社会の形成者として、その発展に積極的に貢献できる人材となるよう、より適切な教育環境の実現を目指すものであり、今後の実施に当たりましては、引き続き保護者及び地域の皆さまと協議を重ね、ご理解をいただきながら取り組んでまいります。

I 計画策定の基本事項

1 計画の考え方

本計画書は、検討委員会からの報告に基づき、学校が保護者や地域の皆様にとって、その日常を左右する大きな存在であり、様々な思いがあることも踏まえた上で、高梁市の子どもたちにとって最適な教育は何かということを最優先に、学校園の適正配置に関する視点から策定したものです。

2 計画の目的

少子化に伴い、市立小・中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育てることができる、よりよい教育環境を実現することを目的とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024）から令和15年度（2033）までの10年間とします。

ただし、計画期間の後半については、前半に比べ、出生数や人口動態等の変動が見込まれることから、実施にあたっては、計画期間を前期、後期の2期間に分け、前期を令和6年度から令和10年度、後期を令和11年度から令和15年度とします。

<教育委員会所管の計画と市長部局所管の計画との関連性>

区 分		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度	R12 (2030) 年度	～	R15 (2033) 年度	R16 (2034) 年度以降
教育委員会	高梁市立学校園適正配置計画	計画期間（R6～R15）									
		前期計画期間（R6～R10）					後期計画期間（R11～R15）				
	高梁市教育振興基本計画	第3次計画		第4次計画					次期計画～R17		
	高梁市学校施設長寿命化計画	6年(R3～R8)			次期計画						
市長部局	高梁市総合計画	前期計画		後期計画					次期計画		
	高梁市過疎地域持続的発展市町村計画	現計画(R3～R7)		次期計画					次期計画		
	高梁市子ども計画	計画(R7～R11)					次期計画				
	高梁市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6									
	高梁市地域公共交通網形成計画	R2～R6		次期計画					次期計画		
	高梁市公共施設等総合管理計画	10年(H29～R8)			次期計画						

4 計画の見直し

計画策定後の児童生徒数の推計や教育行政を取り巻く環境変化などを踏まえ、前期計画期間の最終年度（令和10年度）に計画の見直しを行います。なお、教育委員会会議の評価等により、見直しが必要と認められた場合は、適宜改正するものとします。

5 計画の進め方

計画の推進にあたっては、保護者や地域住民と十分な合意形成を図りながら進めるものとします。

Ⅱ 適正配置計画策定の背景

1 学校園を取り巻く本市の現状と課題

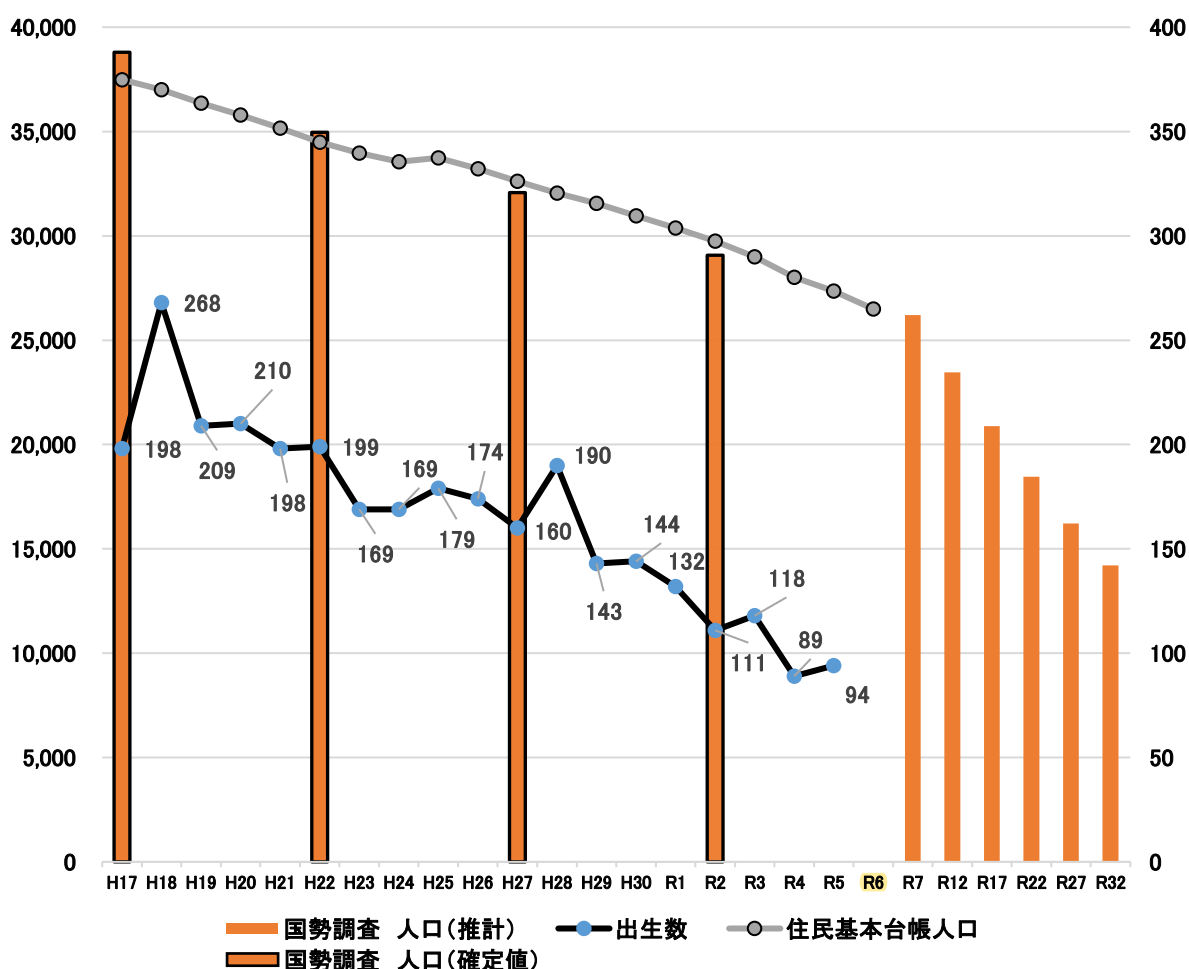
(1) 人口の将来推計と出生数

本市の人口を令和2年国勢調査の結果を基に推計すると、令和17年には約28%減少し、14歳以下人口に限れば42%以上が減少して、およそ1,500人になると見込んでいます。

さらに、出生数も減少傾向が続いており、令和4年には100人を割り込む状況となっています。

図1 人口の将来推計と出生数

(単位：人)



※令和2年までは「国勢調査」による確定値。令和7年以降は、平成27年と令和2年の国勢調査結果を基にしたコーホート変化率法による推計。

※住民基本台帳人口は、各年の3月末人口。

※出生数は、各年（1～12月）の合計。

(2) 児童生徒数の現状と将来推計

【小学校】

小学校の全児童数は、平成30年答申時には1,156人でしたが、令和6年度は986人で170人減少しています。さらに、令和10年度には824人で、令和15年度には680人で144人減少する見込みです。また、令和6年度には、加配により複式を解消している学校を除き、市内小学校14校中9校で複式を実施する状況となっています。さらに、複式実施校のうち2校で教頭が学級担任を兼務しており、令和9年度には、教頭が未配置となる可能性のある学校も出てきます。

表1 小学校の入学人数と全校児童数の推移（令和3～15年度）

（単位：人）

年 度		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
市全体	児童数	1074	1029	1017	981	920	867	818	780	712	643	597	578	551
	入学人数	164	160	166	136	142	105	113	118	98	67	89	89	89
	学級数(通常)	74	68	68	67	59	52	50	50	49	47	45	43	41
高梁小	児童数	336	316	302	305	280	273	267	258	248	217	215	213	203
	入学人数	49	49	46	54	43	34	42	38	37	23	32	32	32
	学級数(通常)	11	12	12	12	12	11	11	11	11	10	9	9	8
津川小	児童数	50	46	40	34	33	31	32	29	25	27	23	21	18
	入学人数	4	6	4	3	7	5	6	3	1	5	3	3	3
	学級数(通常)	6	5	4	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3
川面小	児童数	55	52	52	46	45	40	32	24	19	13	9	8	7
	入学人数	10	8	6	5	6	2	2	2	1	0	1	1	1
	学級数(通常)	5	5	6	5	6	4	2	3	3	3	3	3	3
巨瀬小	児童数	24	22	21	19	20	R8 から有漢学園と再編予定のため有漢学園へ計上							
	入学人数	5	3	2	3	1								
	学級数(通常)	4	3	3	3	3								
中井小	児童数	28	26	20	17	13	R8 から有漢学園と再編予定のため有漢学園へ計上							
	入学人数	5	1	1	2	0								
	学級数(通常)	3	3	3	3	3								
玉川小	児童数	20	14	16	13	12	11	10	13	12	10	10	8	8
	入学人数	2	0	3	2	1	3	1	3	2	0	1	1	1
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宇治小	児童数	10	11	11	10	R7 から成羽小と再編のため成羽小へ計上								
	入学人数	1	3	0	2									
	学級数(通常)	3	3	3	3									

年 度		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
松原小	児童数	14	11	6	5	R7 から高梁小と再編のため高梁小へ計上								
	入学者数	2	0	1	0									
	学級数(通常)	3	3	3	2									
落合小	児童数	178	184	193	192	179	167	160	156	141	133	132	136	139
	入学者数	28	34	38	29	24	19	20	29	22	19	23	23	23
	学級数(通常)	6	6	6	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6
福地小	児童数	13	14	15	16	14	13	12	8	7	6	4	2	1
	入学者数	2	4	2	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	1
有(前期 漢学課程 学園)	児童数	36	94	89	80	81	102	82	81	74	67	54	44	39
	入学者数	7	11	13	6	16	14	9	14	9	4	7	7	7
	学級数(通常)	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5
有漢西小	児童数	61	R4 に有漢東小(R7 から有漢学園)と再編											
	入学者数	11												
	学級数(通常)	6												
成羽小	児童数	150	151	161	159	158	145	139	133	123	113	104	111	109
	入学者数	24	29	29	21	27	11	20	23	20	12	18	18	18
	学級数(通常)	6	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
川上小	児童数	72	64	65	61	61	57	58	54	44	40	31	26	19
	入学者数	9	9	13	7	12	8	10	5	2	3	3	3	3
	学級数(通常)	6	6	6	6	5	5	6	6	5	4	4	3	3
富家小	児童数	27	24	26	24	24	28	26	24	19	17	15	9	8
	入学者数	5	3	8	1	3	7	2	1	3	1	1	1	1
	学級数(通常)	3	3	4	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3

※ ■ は、教頭が担任 ■ は、教頭、養護教諭、事務職員の配置なし。

■ は、複式実施学級

※ 令和3～6年度は、各年度5月1日現在の数値。令和7年度以降は、令和6年7月20日現在の推計による数値。令和13～15年度は、直近3年間の平均による推計数値。

※ 通常学級が3学級で通常学級児童数が14人以下の場合は、教員定数により教頭も学級担任を務めます。

※ 通常学級が2学級以下の場合は、教頭、養護教諭、事務職員が未配置です。

<参考>

学校規模別教職員配置の標準例(小学校)

(単位：学級、人)

通常学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
校長・教員数	2	3	4	6	7	8	9	10	11

注) その他、加配等により教員数が増える場合もあります。

【中学校】

中学校の全生徒数は、令和6年度は532人ですが、令和10年度は476人、令和15年度は358人となり、この先約170人の減少が見込まれます。また、令和7年度には、平成30年答申に基づく再編基準の1学級9人以下となる学校が見込まれる状況です。

表2 中学校の入学人数と全校生徒数の推移（令和3～15年度）

（単位：人）

年 度		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
市全体	生徒数	562	545	539	532	526	507	515	476	470	436	435	380	358
	入学人数	172	196	172	165	195	156	161	154	161	135	139	106	113
高梁中	生徒数	284	285	281	280	281	268	273	250	249	244	244	212	192
	入学人数	85	103	91	84	109	80	81	84	90	84	70	58	64
高梁東中	生徒数	46	41	39	40	32	29	20	18	16	14	15	15	18
	入学人数	13	1	10	15	8 (0)	7	5	6	5	3	7	5	6
高梁北中	生徒数	47	48	49	49	49	42	33	27	26	22	16	13	9
	入学人数	19	18	13	19	16 (4)	7	10	10	6	6	4	3	2
有（後） 漢期 学課程 園	生徒数	51	40	45	45	47	55	70	70	60	42	44	42	40
	入学人数	15	14	18	14	15	26	29	15	16	11	17	14	9
成羽中	生徒数	94	94	91	80	83	79	86	81	89	86	86	72	70
	入学人数	34	30	28	23	35	24	27	30	32	24	30	18	22
川上中	生徒数	40	37	34	38	34	34	33	30	30	28	30	26	29
	入学人数	6	17	12	10	12	12	9	9	12	7	11	8	10

※ は、9人以下／学級

※ 令和7年度の高梁東中入学人数（ ）は、うち巨瀬地域の生徒数、高梁北中入学人数（ ）は、うち中井地域の生徒数です。

※ 令和3～6年度は、各年度5月1日現在の数値。令和7年度以降は、令和6年7月20日現在の推計による数値。

※ 他の学年の生徒と合わせ8人までのときは、これをもって1学級を編制します。（複式学級）また、通常学級が2学級以下の場合は、養護教諭及び事務職員が未配置です。

<参考>

学校規模別教職員配置の標準例（中学校）

（単位：学級、人）

通 常 学 級 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
校 長 ・ 教 員 数	3	6	8	9	10	11	13	14	16

注）その他、加配等により教員数が増える場合もあります。

(3) 学校施設の状況

市内の学校施設の建設された年をみると、中学校については平成になって整備された施設が比較的多いものの、小学校においては昭和40年から50年代にかけて整備された施設が多く、中には建設後50年を経過している施設もあります。特にプールについては、大半が建設から40年以上が経過している状況です。

また、校舎については、すべての校舎で耐震補強工事は完了しているものの、雨漏りや給排水管の漏水、プールにおいてはポンプの故障や塗装の剥がれなど、不具合が発生している施設も多くあります。そのため、屋上防水工事や外壁工事等の大規模改修工事や修繕工事等を実施していますが、今後ますます施設の老朽化が進み、耐用年数も近づいている中で、現在ある学校施設を維持していくための費用は、今以上に増大する可能性があります。

一方で、経済・社会情勢の変革や技術の発達、また気象の変化等により、施設に求められる性能は年々高まる傾向にあります。社会的ニーズ等に合わせ、学校施設においても空調設備、トイレの洋式化・乾式化、照明のLED化などの教育環境における質の改善を図っていく必要もあります。

児童生徒数の減少と学校施設の老朽化が進む本市においては、児童生徒の安全を確保するために、限られた予算の中で財源を工夫し、学校施設における老朽化対策の緊急度を考慮しながら、将来の児童生徒数を見据え、校舎等（本館、体育館、プール）の計画的な改修を行い、効率的な教育環境の整備に努めていく必要があります。

<小学校の状況>

施設名	【校舎】			【屋内運動場】			【屋外プール】	
	構造	建設年度	築後年数	構造	建設年度	築後年数	建設年度	築後年数
高梁小	RC	S45	54	S	H17	19	S48	51
	RC	S47	52					
	RC	S47	52					
	RC	S47	52					
津川小	RC	S58	41	S	S52	47	S49	50
	RC	H4	32					
川面小	RC	S56	43	S	S63	36	S51	48
	RC	H元	35					
	RC	H元	35					
巨瀬小	RC	H14	22	S	H14	22	S44	55
中井小	RC	S60	39	S	S55	44	S51	48
玉川小	RC	S63	36	S	S57	42	S53	46
宇治小	RC	S59	40	S	S55	44	S43	56
松原小	RC	S50	49	S	S53	46	S47	52
	RC	S61	38	S	S61	38		
				W	H7	29		
落合小	RC	S57	42	S	S61	38	H14	22
	RC	H15	21					
福地小	RC	H3	33	S	S62	37	S50	49
有漢東小	RC	S61	38	RC	S61	38	H15	21
成羽小	RC	S52	47	S	S54	45	S58	41
川上小	RC	S45	54	S	S57	42	H15	21
	RC	S58	41					
富家小	RC	S62	37	S	S55	44	S45	54

【構造】RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造

<中学校の状況>

施設名	【校舎】			【屋内運動場】		
	構造	建設年度	築後年数	構造	建設年度	築後年数
高梁中	RC	H11	25	RC	H16	20
	RC	H12	24			
	S	H12	24			
高梁東中	RC	S62	37	S	H7	29
	RC	H7	29			
高梁北中	RC	H元	35	S	H元	35
有漢中	RC	S63	36	RC	S63	36
成羽中	RC	H19	17	S	S48	51
川上中	RC	S61	38	S	S53	46

【構造】RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

<全体の状況>

築後年数	【校舎】		【屋内運動場】		【プール】
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校
50年以上	2	0	0	1	6
40年以上	6	0	8	1	5
30年以上	5	4	4	2	0
20年以上	1	1	1	1	3
20年未満	0	1	1	1	0
合計	14	6	14	6	14

<参考：建築物の耐用年数>

構 造		耐用年数
鉄筋コンクリート造（RC造） 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）		60年
鉄骨造	重量（S造）	60年
	軽量（LS造）	40年
ブロック造、レンガ造		60年
木造（W造）		60年

資料：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会 1998年10月）

2 学校再編検討に係るこれまでの経緯

(1) 「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」及び「教育目標を達成するための教育施策のあり方」について（答申）【平成30年3月】

平成16年10月の1市4町の合併以降、児童生徒数の減少により、7小学校、1中学校の再編を実施しましたが、学校の小規模化や複式学級の増加に伴い、小中学校の教育環境を確保するため、高梁市立学校再編推進審議会からの答申に基づき、再編の基本的な考え方（基準）を設けました。

小学校：原則として、全校で2学級以下が継続的な状態となる場合

中学校：原則として、1学年の生徒数一桁が継続的な状態となる場合

(2) 高梁市立学校園適正配置に関する報告書【令和5年12月】

平成30年の答申以降も出生数の減少には歯止めがかからず、今後学校の小規模化が更に進み、子どもたちに求められる教育や本市の目指す教育の実現が困難となる学校が、複数生じることが想定されることから、検討委員会において、小中学校再編の基本的な考え方（基準）の再検討を行い、一部新たな基準を設けた報告書の提出を受けました。

小学校：原則として、全校で2学級以下が継続的な状態又は全校児童数が14人以下となる場合

中学校：原則として、各学年の生徒数9人以下が継続的な状態となる場合

(3) 報告書に係る意見聴取会

- ・開催日程：令和6年1月11日（木）～令和6年2月1日（木）
- ・開催会場：小学校区を基本に13会場
- ・参加者数：419名（延べ人数）
- ・アンケート集約数：216件（高梁・落合地区を除く）

すすめるべき	仕方がない	反対	無回答
40件	115件	39件	22件
18.5%	53.2%	18.5%	18.5%

・主な意見等

計画策定関連（検討委員会・意見聴取会・計画策定期等）

学区関連（再編先・就学学校変更）

通学関連（通学方法・スクールバス）

教育施策関連（小規模特認校・義務教育学校・特別支援教育）

教育全般（地域連携・学校間交流等）

市の施策関連（学童保育・跡地活用（避難所等）・人口減少対策・まちづくり等）

(4) 意見聴取会以降の動向

令和6年2月開催の議会全員協議会、総合教育会議において、市議会への報告、市長部局との協議を行うとともに、ホームページ等により報告書の内容を発

信し、広く意見を求めました。

また、地域からの要望に応じて、地域や学校単位で説明等を実施しており、現時点では、2小学校区において学校再編準備委員会を設置し、協議・検討を行い再編先及び再編時期が決定しています。

Ⅲ 小中学校の具体的な適正配置計画

1 学校における望ましい教育環境

(1) 高梁市が進める教育施策

①教育を取り巻く状況

人口減少と少子高齢社会の進行、Society5.0時代の到来やグローバル化の進展等、社会情勢は近年著しく変化しています。このように今後の予測が難しい社会においては、様々な課題に対し、他者と協働しながら柔軟にかつたくましく対応する力を身に付けた人材の育成が重要となります。

技術革新に伴って社会が劇的に変わる Society5.0 時代が到来し、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会のオンライン化、デジタル化が加速し、教育方法に変化をもたらしています。一方で、AIにはない人間ならではの感性や創造性といった強みを発揮しながら、新たな価値を創造する力や、言語・文化等が異なる人々や多様な価値観を持つ人々と相互理解を深め、コミュニケーションを図りながら、共に社会を築いていく力を身に付ける教育の重要性が高まっています。

こうした教育の実現には、多様な考えに触れ、互いに学び合うことができる教育環境の確保と継続が必要となります。

②重点施策

「第3次高梁市教育振興基本計画」（令和3年3月策定）では、「高梁市教育大綱」に掲げる「大志を抱き未来を拓く人づくり」を基本目標とし、夢や目標の実現のために努力するとともに、様々な“つながり”を大切にしながら、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、その発展に積極的に参画・貢献できる人材の育成を目指しています。

○探究的な学習の推進

現行の新学習指導要領で求められる資質・能力の育成には、何を学ぶかだけでなく、どうやって学ぶかがポイントとなります。具体的には、学んだ知識や獲得した情報等を結び付けて主体的に考えたり、多様な意見や考えを持つ他者と協働したりしながら課題解決に挑戦する学習を、学校での教育活動の柱の一つに据えて取り組んでいます。こうしたことを踏まえ、令和4年度から、高梁市の一貫教育全体構想図の中に、「ふるさと学習」に加えて「探究的学習」を位置付け、取組を推進しています。

○ICTを活用した教育の推進

GIGAスクール構想のもと、急速に進んだ一人一台端末の環境を最大限に活用し、個別最適化された学習による基礎・基本の定着等を図るとともに、協働的に課題解決学習に取り組むために、ICTをよりよく効果的に活用できる力を育成します。

○特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の自立と社会参加に向け、必要な指導・支援の充実を図っています。

○部活動の地域移行

生徒の多様な希望にできるだけ応えることができるよう、休日の部活動の段階的な地域移行に取り組みながら、人材や運営団体の確保等について研究を進め、スポーツ・文化活動の環境整備を進めていきます。

(2) 望ましい教育環境の考え方

①新しい時代の学びに望ましい学校規模

学校では、単に各教科の知識等を身に付けさせるだけでなく、子どもたちが、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合う中で、主体的に考える力や問題解決能力等を磨いていくことが、特に今求められています。こうした教育環境を確保するためには、様々な人間関係を築きながら、グループでの協働的な学習や多様な活躍の場、多面的な評価が可能となる一定の集団規模が確保されていることが必要です。

このことから、小学校では、各学年で2グループを構成できる少なくとも6人(1グループを最低人数の3人とした場合)以上の人数が望ましいところですが、複式学級を設置する学校が多い本市では、2学年で最低2グループ(6人×3学級)を構成できる学校規模が望ましい学校規模であると考えます。中学校では、高校進学等により、多くの多様な人との関わりの中で、切磋琢磨したり協働的な学習や活動を行ったりすることが求められるため、平成30年答申の考え方どおり、1学年の人数が一桁とならない学校規模が望ましいと考えます。

②安定的・継続的な学校運営

公立小中学校の学級編制と教職員配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められています。これによると、平成30年答申の基準である学校全体で2学級となる場合には、教頭さらには養護教諭、事務職員の配置がなくなることとなりますが、全校児童数が14人以下となった場合にも教頭が担任を兼務することとされているため、児童と向き合う時間が減ったり他の教職員の業務分担が増えたりするなど、教育活動や学校運営等にマイナスの影響が生じてしまうと考えます。

また、極小規模の学校では、一人の児童、一家族の動向が学校の存続そのものや学級編制に直接影響を与えるため、学校経営の不安定さや保護者間での不安につながることもなります。

こうしたことから、児童生徒や保護者等が安心して継続的に教育を受けられる体制となると、教頭が配置できる学校規模を基準に加えることも必要であると考えます。

2 適正配置の基準

学校の適正配置に当たっては、児童生徒にとってより適切な教育環境を第一に考えることとしますが、当然児童生徒の通学条件を考慮することが必要であり、児童生徒の負担や安全面を勘案し、以下を適正配置の基準とします。

(1) 学校規模

【再編対象とする学校規模】

- ・ 小学校は、原則として全校で2学級以下が継続的な状態または全校児童数が14人以下になる場合は、再編の対象とする。
- ・ 中学校は、各学年の生徒数9人以下が継続的な状態となる場合は、再編の対象とする。

(2) 通学条件

児童生徒の通学負担を軽減するため、再編先の学校までの距離や通学時間を考慮し、平成30年答申を踏まえ、スクールバスの利用等を含め、通学時間はおおむね1時間圏内であること、また通学が困難な危険箇所がないことを通学条件の基本とします。

再編により新たに交通手段の確保が必要となる場合は、従来のとおり、「路線バス」、「生活福祉バス」及び「スクールバス」等を活用し、児童生徒が円滑かつ安全に通学できるようにします。

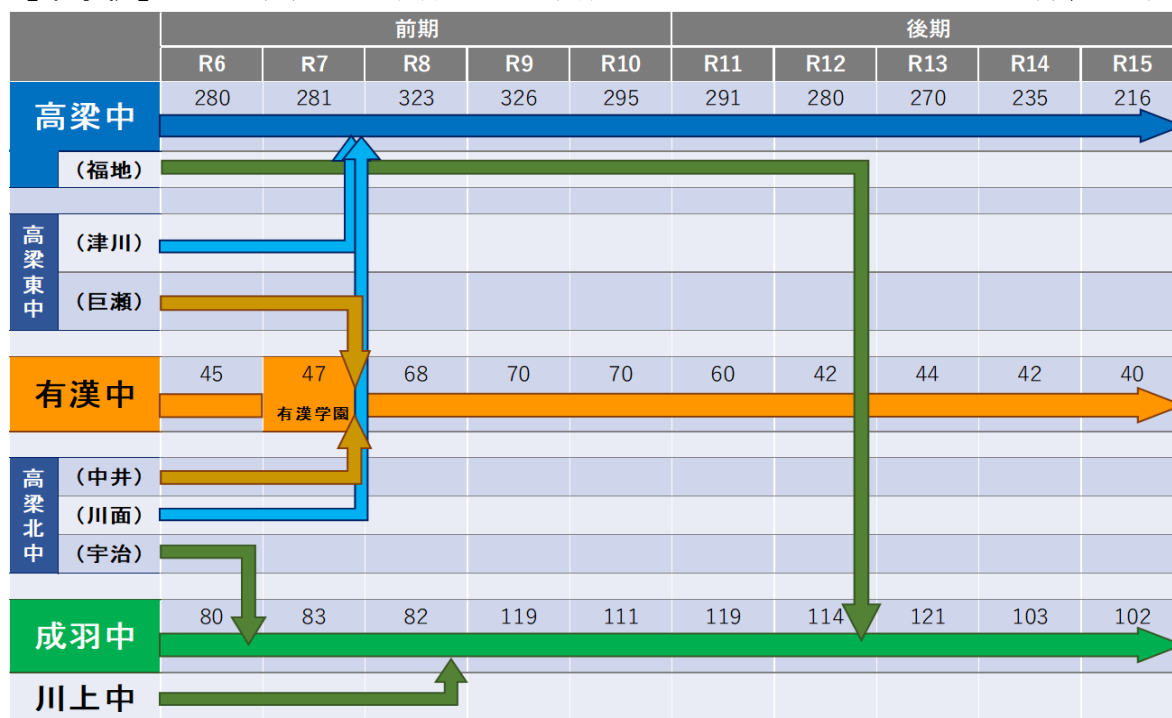
既存の交通手段の利用ができない場合は、スクールバスの新ルート設置等により、通学手段を確保します。

3 適正配置の実施計画（めやす）

今後10年先を見据えると、旧1市2郡に小・中学校を最低1校は配置していることが望ましいと考えます。そのため、学校規模・通学距離等を勘案すると、中学校は高梁中学校・成羽中学校、有漢学園の3校体制、小学校については、再編を繰り返ささないことを考慮して、高梁小学校、成羽小学校、落合小学校、有漢学園の4校体制を基本とし、進めていきます。

【中学校】 ※1学年10人未満となった場合

(単位：人)

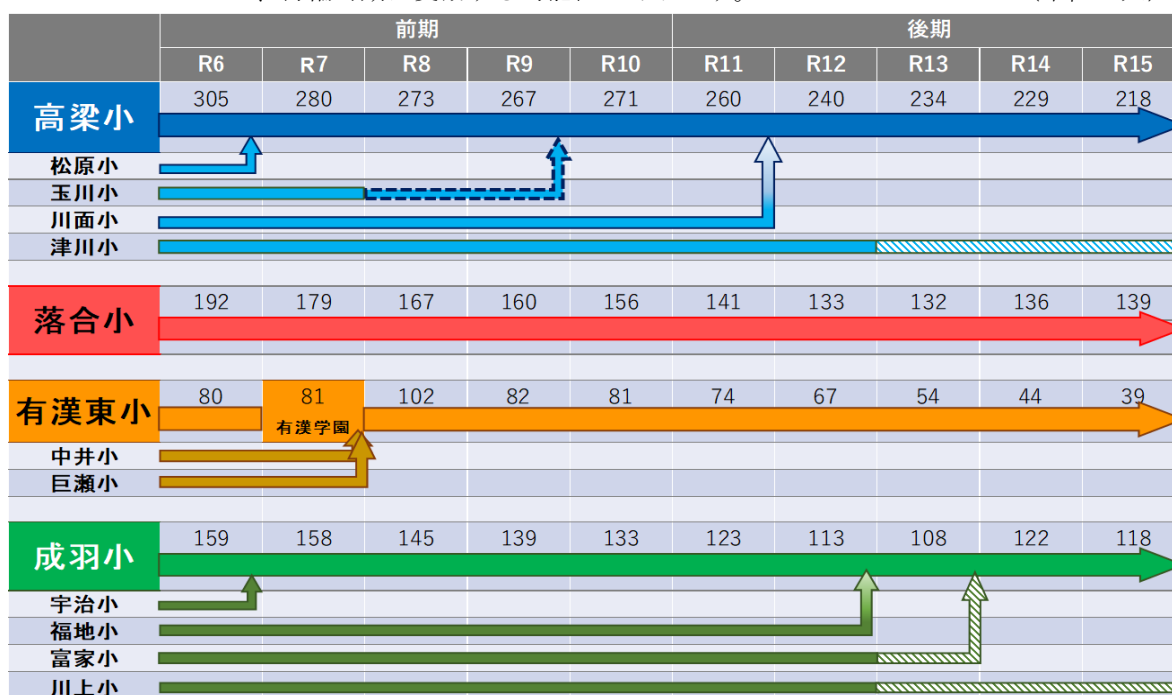


【小学校】 ※全校児童14人以下となった場合

※点線：小規模特認校で2年連続制度利用児童がいない場合

※R13年以降は、R10～R12年の入学者数の平均が入学したと仮定し推計しているため、再編時期は変動する可能性があります。

(単位：人)



4 適正配置の進め方

(1) 小規模特認校・義務教育学校

小規模特認校2校（福地小学校、玉川小学校）については、少人数での学習を希望する児童の受け皿とするため、2年連続で小規模特認校制度を利用して就学する児童がいない、もしくは全校で2学級以下が継続的な状態となる場合は、再編対象とします。

さらに、望ましい教育環境確保の観点からは、小規模特認校を現在の2校以上設置する必要性は認められないので、今後新たに小規模特認校の指定は行いません。

令和7年度に開校する有漢地域の義務教育学校（有漢学園）は、今回の適正配置計画期の考え方の対象としません。ただし、中長期的な学校の在り方については、協議・検討します。

(2) 学校再編準備委員会

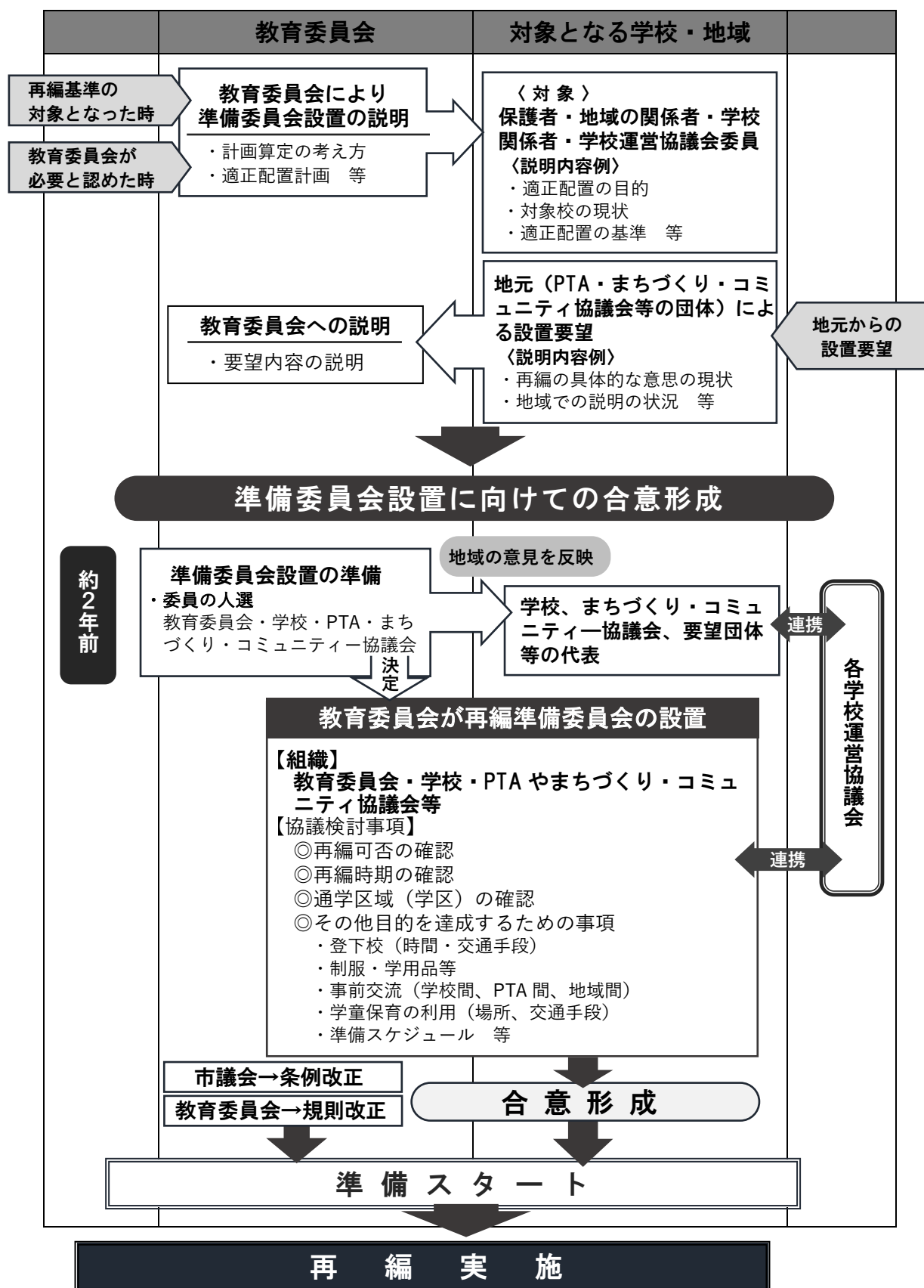
再編準備委員会は、再編の対象となる年度の少なくとも2年前から再編に係る準備委員会（教育委員会、学校、PTAやまちづくり、コミュニティ協議会等で組織します。組織構成は、地域の意見を反映させて教育委員会で決定します。）を設置し、協議を開始します。

また、再編準備委員会は、地元（PTAやまちづくり、コミュニティ協議会等の団体）からの要望または市教育委員会が必要と認めた場合も、設置します。

再編準備委員会では、再編について確認するとともに、再編の時期、再編先、通学方法等具体的内容について協議を行い、合意形成を図り決定していきます。

＜学校再編準備委員会の主な流れ＞

※地域の実態等により変更になる場合があります。



(3) 再編先（通学区域）・通学方法

再編先（通学区域）については、児童生徒の通学負担を最優先に考え設定します。

しかし、再編により同一学区であっても通学距離・時間に大きな負担が生じる場合や兄弟姉妹で就学する学校が異なる場合などは、個別の事情に配慮し、就学学校変更により柔軟に対応していきます。

また、再編により新たに通学手段の確保が必要となる場合は、従来のとおり、路線バス、生活福祉バス及びスクールバス等を活用し、児童生徒が円滑かつ安全な通学手段を確保するとともに、通学時間が、概ね1時間圏内となるよう努めます。

なお、スクールバスの運行については、通学の経路において、登下校の時間帯に公共交通機関の運行がない場合や、地理的条件その他の事情により、教育委員会が必要と認めた場合に運行します。

運行ルート、乗降場所等の設定にあたっては、児童等の通学負担を考慮し、保護者、学校等の意見を踏まえ、教育委員会で決定します。

(4) 学童保育

再編に伴う学童保育については、学校からの継続した遊びの場・生活の場であることを考慮し、再編先の学童保育の利用を基本とします。地域の実情等によっては、保護者や地域等の関係者と協議・調整を行い、放課後の居場所づくりに努めます。

(5) 学校間交流

再編校については、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いや不安が生じることがないように、再編前から配慮や工夫を行うこととします。学校間交流の実施に当たっては、児童生徒・教職員同士だけでなく、PTA（保護者）同士も再編前から交流等を通じて相互理解を行い、円滑にスタートできるように進めます。また、受け入れ側となる学校についても、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる教育体制の構築を進めます。

(6) 学校と地域の連携

再編に伴い、通学区域が拡大することや一部の地域から学校がなくなることにより、再編後の学校と地域の関係に変化が生じると考えられます。

学校は、学校運営協議会に再編前の各地域（学校区）から委員を加えることで、地域と新たな連携体制を構築したり、関わる地域が広くなることを児童生徒の学習や教育活動に生かしたりする取組が行われるよう進めていきます。

また、学校が再編される地域については、再編先の学校や同じ学校区となる他の地域と広域的な連携を進めながら、地域の中で子どもたちの様々な体験活動や交流活等をより多様な方法で実施するなど、子どもを核にした地域の教育

力向上や地域社会づくりの取組が、新たな展開も含めて継続されるよう進めていきます。

学校を拠点として、地域と地域の新たなつながりや住民同士の新たなネットワークが生まれ、活力となっていくことも視野に入れて取り組みます。

(7) 跡地活用

学校は、避難所としての防災機能やコミュニティ活動等の地域活動を支える中心的な施設としての機能を持っています。

一方で、すでに閉校している学校の中には、文科省の「みんなの廃校プロジェクト」等を通じた跡地活用への取組を実施するものの長期間活用が決定されず、利用目的を失った状況の施設もあります。

学校施設の跡地活用については、まずは地域の意向に配慮するとともに、避難所機能等の対策を踏まえ、総合計画や教育振興基本計画、高梁市公共施設等総合管理計画との整合性に留意しながら、公共施設としての転用、公共的な団体等の事業や民間による活用、財源確保を行ったうえでの除却といったことを含め、市民課・理財課・防災復興推進課等の市長部局と横断的な連携を行い検討していきます。

IV 一貫教育の推進

教育委員会では、就学前から小・中・高等学校、さらには大学までも見通し、相互に連携を図るとともに、**系統的で一貫した教育を進めています。**

市としては、ベビーファースト運動やこどもまんなか宣言に基づいた取組を実施するなど、子どもを生み育てやすい社会の実現に向け、**ライフステージに応じて切れ目のない支援を継続的に取り組んでいきます。**

1 就学前教育保育の考え方

(1) 就学前教育保育施設の現状

平成30年答申時には、市内の幼稚園は11園でしたが、保護者の教育保育ニーズの変化及び就学前の子どもの減少により令和6年度現在3園で、令和7年4月には2園以下となることが想定されています。

保育園については、平成30年答申時に2園であった保育園が、幼保一体化の推進により、令和7年4月から1園となる予定です。この1園についても、このまま園児数が減少すると休園等の検討が必要となる状況にあります。

こども園については、幼保一体化推進スケジュールに基づき設置してきており、令和6年度現在3園で、令和7年4月には高梁幼稚園と高梁保育園を再編し、こども園の開園を予定しており4園になる見込みです。

(2) 就学前教育保育施設における廃園又は休園の基準

就学前教育は、「高梁市就学前教育保育ビジョン」に基づき、保育園、こども園、幼稚園のそれぞれのよさを大切にしながら、**公立私立を問わず市内のどの施設においても統一した教育保育課程を実施**しています。

保育園、こども園に廃園又は休園の基準は設けられていませんが、**児童に等しく質の高い教育保育を実施するためには、園規模や維持運営の観点から、保育園、こども園においても、現在幼稚園を対象として定められた基準に準じる**こととします。

【保育園及びこども園の廃園又は休園の基準】

3歳以上の園児数が3人以下となったときは、幼稚園同様に廃園又は休園とする。ただし、3年以内に3歳以上が4人以上となる見込みのある場合は、廃園又は休園しないことができる。

2 小学校教育との接続

就学前教育保育施設に通園区域はありませんが、新小学1年生を訪問する学校訪問、就学前教育保育の理解のための小中学校初任者による教育保育体験や就学にあたっての就学前施設と小学校の連絡会を実施するとともに、支援を必要とする園児については、スクラム会議による移行会議などの実施により、**どの園に通園しても、通園している園と就学する学校との円滑な接続を図ります。**

3 市内高等学校の魅力化

市内には、市立高等学校に加え、県立高等学校と私立高等学校があり、それぞれが地域とも連携しながら特色ある教育活動を行っています。市としては、市内の中学生はもちろん、市外・県外からも生徒・保護者が学びたい、学ばせたい学校となるよう高校の魅力づくりに積極的に取り組み、地域や社会の未来を担う人材の育成に取り組んでいます。

V 市の関連施策

本市では、進学や就職による若い世代の転出や出生数の減少に伴う急激な人口減少(少子高齢化)が進行するなかで、就業人口の減少や消費市場の縮小、小中学校の再編、コミュニティ機能の低下など市民生活に大きな影響を及ぼす課題に直面しています。さらには自然災害の激甚化・頻発化、デジタル社会の進展など社会・経済情勢の変化に伴う対応に迫られています。

人口減少下においても、将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現を目指します。高梁市総合計画においても、人と人とのつながりを大切に共に支え合い、豊かな自然や文化を守りながら、地域への愛着と誇りを育み、住民が健やかで幸せに暮らし続けられるまち「健幸都市たかはし」を都市像に掲げ、あらゆる政策・施策を展開して都市像の実現に取り組んでいきます。

1 人口減少対策

令和5年度に高梁市人口減少対策戦略本部を創設し、人口減少対策のターゲットと重点事項を設定して、戦略的かつ集中的に取り組んでいきます。

《主な施策》

- 若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきている傾向を的確に捉え、市のブランドイメージを市内外へ戦略的・継続的に発信し、認知度を向上するシティプロモーションに取り組み「つながってみたい」「行ってみたい」「住んでみたい」と興味や関心を持つファンを増やし、関係人口の増加と移住促進につなげていきます。
- 地域づくりの担い手確保や将来的な移住・定住につなげていくため、交流人口の拡大とともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に向けた取組を強化します。
- テレワーク等による田舎暮らしや就農、起業等、移住ニーズの多様化に柔軟に対応できる受入体制の整備に、庁内関係部署、関係団体、地域等との連携・協働で取り組むとともに、オンラインによる移住相談や現地での案内体制等、きめ細かい情報提供と支援体制を構築して、都市部からの人の流れを拡大していきます。
- 就業、結婚、妊娠・出産、子育て、住宅取得等の各段階において、ニーズに応じたきめ細かい支援を横断的に推進するとともに、効果的な情報発信に取り組み、若い世代の市外流出を抑制します。
- 子育て世代の住宅対策は大きな課題であり、住宅取得等に対する総合的な支援に取り組むとともに、都市拠点や生活拠点、地域拠点において、子育て支援住宅や分譲宅地を整備します。また、民間による世帯向け賃貸住宅等整備の誘導を図ります。

- 地域のニーズや特性にあった産業を創出するため、商工団体や吉備国際大学等の関係機関と連携し、新たな需要に対応する福祉関連産業をはじめ、農林水産物等の地域資源や自然を活用したものづくりなどの農商工連携事業を支援します。
- 市内の企業や学校、若年求職者等から情報を収集し共有することで、求人と求職のミスマッチ解消に努めます。
- 市内適地に新たな工業団地を造成するとともに、本市の立地条件や魅力を県内外に発信し、本市への関心を高めながら工業団地や廃校、空き店舗等への企業誘致を積極的に推進します。

2 持続可能なまちづくり

「住みたい、ずっと住みたい」と思えるまちの実現に向け、地域力を最大限に発揮できる持続可能なまちづくりを進めていきます。

《主な施策》

- 過疎と高齢化が進行する集落の機能を今後も維持していくため、近隣集落との連携や広域なコミュニティで支え合い助け合う取組を支援していきます。
- まちづくり協議会の特色ある活動や地域の課題解決に向けた取組、また、各地域のコミュニティ組織の維持・向上につながる自主的な活動に対して支援をしていきます。
- 集落維持の観点から、地域内の空き家や農地を活用した地域ぐるみによる移住受入の取り組みを支援していきます。
- 女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う地域づくりに向け、誰もがまちづくり活動へ参画できる環境整備を関連する施策との連携により総合的に推進していきます。
- まちづくりの担い手となる次代の地域リーダーや市民活動団体の育成、関係人口・交流人口といった地域に関わる人々の参画など、多様な人材がつながり協働し地域を共に盛り立てていけるよう取り組んでいきます。